

お客さま 各位

預金規定等への暴力団排除条項の導入について

ハナ信用組合では、政府が作成した「企業が反社会勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、普通預金規定、当座勘定規定、貸金庫規定等の各規定に暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項（暴力団排除条項）を導入し、平成23年3月1日以降、新規定によりお取り扱いさせていただきます。

暴力団排除条項とは、お客様が暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合には、当組合の判断によりお取引を停止または解約ができることを定めた条項です。

改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。また、規定改定後は、普通預金、当座勘定、貸金庫のお申込みの際には、お客様が反社会的勢力でないことを表明・確約していただくこととしました。

当組合では、今後も反社会的勢力との取引防止と関係遮断につとめてまいりますので、お客様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 暴力団排除条項を導入した預金規定等

当座勘定規定、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、通知預金規定、期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金（M型）規定、自由金利型定期預金規定、変動金利定期預金規定、積立定期預金規定、定期積金規定、貸金庫規定

2. 暴力団排除条項要旨

お客さまが、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの取引を解約することができるものとします。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - ア. 暴力団
 - イ. 暴力団員
 - ウ. 暴力団準構成員
 - エ. 暴力団関係企業
 - オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - カ. その他前各号に準ずる者
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - ア. 暴力的な要求行為
 - イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - オ. その他前各号に準ずる行為

3. 改定後の規定について

改定後の規定は、お取引のお申し込みの際にお渡しいたします。
また、ご希望の場合は、窓口にお申し出ください。